

公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき随時
監査（工事監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次
のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 12 日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 堀 巖

工事監査結果報告書

監査対象工事 五条川小学校放課後児童クラブ教室施設建設等工事

監査実施日 平成30年1月31日（水）

監査場所 岩倉市役所監査委員事務局室及び工事現場

監査概要 この監査は、工事の契約書、設計書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取することにより実施した。

なお、監査にあたっては、専門的知識を必要とする技術面において、公益社団法人 大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

五条川小学校放課後児童クラブ教室施設建設等工事

1 工事内容説明者

調査出席者

建設部	部長			西 垣 正 則
〃	都市整備課	課長		西 村 忠 寿
〃	〃	営繕グループ	主幹	石 黒 光 広
〃	〃	〃	主任	井 上 亮 平
〃	〃	〃	技師	後 藤 麻 衣
総務部	行政課	契約検査グループ	統括主査	井手上 豊彦
教育こども未来部				
	子育て支援課	課長		西井上 剛

工事受注者 株式会社 丹羽工務店

現場代理人（監理技術者） 西 井 洋 二

2 工事概要

(1) 工事場所 岩倉市神野町郷浦 18 番地

(2) 主な工事内容

岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針に基づき、児童の安全を確保し放課後児童クラブへの受入れ学年及び定員の拡大を図るため、五条川小学校内に放課後児童クラブ教室施設を建設する。

(3) 工事概要

敷地面積：386.412 m²

建築規模：鉄骨造 2 階建

建築面積：131.91 m²

延床面積：254.81 m²（1 階：127.405 m² 2 階：127.405 m²）

(4) 工事受注者

株式会社 丹羽工務店 [第 1 回目で落札]

（制限付き一般競争入札（7 者）、予定価格事前公表、電子入札）

(5) 設計及び工事監理

設 計：株式会社 垣見設計事務所

工事監理：株式会社 垣見設計事務所

(6) 事業費

予定価格(税込) 96,195,600 円
契約金額(税込) 92,880,000 円 (うち消費税及び地方消費税 6,880,000 円)

(7) 工事期間

平成 29 年 10 月 3 日から平成 30 年 3 月 23 日まで

(8) 進捗状況

計画出来高 13.0%

実施出来高 13.0% : 平成 29 年 11 月末日現在 (計画どおり)

計画出来高 35.5%

実施出来高 35.5% : 平成 29 年 12 月末日現在 (計画どおり)

(9) 工事監督職員

総括監督職員 西村 忠寿 (都市整備課長)

主任監督職員 石黒 光広 (都市整備課 営繕グループ 主幹)

専任監督職員 後藤 麻衣 (都市整備課 営繕グループ 技師)

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている (地方自治法第 234 条)。契約保証金については、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正である。 [東日本建設業保証株式会社 : 契約金額の 1/10 以上]

(2) 前払金保証については「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」に基づく請求がされ、適正に支払われていた。 37,100,000 円
[東日本建設業保証株式会社 : 契約金額の 4/10 以内]

(3) 入札状況について

- ・ 公告日 : 平成 29 年 9 月 4 日
- ・ 参加申込期間 : 平成 29 年 9 月 4 日～平成 29 年 9 月 19 日
- ・ 入札参加登録 : 平成 29 年 9 月 19 日
- ・ 入札受付 : 平成 29 年 9 月 19 日～平成 29 年 9 月 20 日
- ・ 開封・開札日 : 平成 29 年 9 月 21 日

本工事は、「岩倉市一般競争入札実施要領」、「岩倉市建設工事等の入札に係る予定価格の事前公表に関する実施要領」及び「岩倉市電子入札実施要綱」に基づき、適正に執行されていた。

建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 3 項に規定された必要な見積期間 (15 日間以上) は確保されていた。

(平成 29 年 9 月 4 日～平成 29 年 9 月 20 日)

(4) 契約関係書類

工事請負契約書は、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正に作成されていた。

(5) 現場代理人及び主任技術者届、関係工事下請負届等

現場代理人及び主任技術者届は適正に整備されていた。

施工体系図・工事下請負届は共に整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(6) 監督職員通知

建設業法第 19 条の 2 第 2 項の規定により受注者に書面で通知し適正であった。本工事に指名されている監督職員は、「岩倉市工事監督要領」に準拠していた。

(7) 建設業退職金共済制度

受注者は建設業退職金共済制度へ加入している。

しかし、共済証紙は「購入辞退届」が提出され未購入であった。

建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額は積算上、現場管理費の「法定福利費」に含まれ計上されている。

工事完成後に下請負業者に共済証紙が配布されているか受払簿で確認をお願いします。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に共済証紙が不要か等の確認もお願いします。

※ 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(8) 工事保険契約

労災保険について、工事契約金額が1億8000万円未満(税抜き)であるため「一括有期事業開始届」を確認した。適正であった。

工事保険加入証明書(AIU損害保険株式会社)を確認し、適正であった。

3-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計に関する書類

ア 設計方針

- ・機能上必要なクラブ室の面積(各教室40人分×2単位132㎡)を確保する。
- ・福祉避難施設にする等今後のニーズ変化に耐えうる施設にする。
- ・多目的トイレを設置する。
- ・学校教室とは違う雰囲気にするため、クラブ室の内装を木質化する。

イ 設計について

建築工事の計画通知関係書類、関連相互の調整等については、関係者の意見を十分に取り入れ周辺地域環境を配慮し適正に計画実施されていた。

また、設計会社の設計技術者および工事監理技術者などの関係書類は整備され適正であった。

【実施設計に使用した基準、指針】

図書の名称	発行年月	著者
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	平成28年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	平成28年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	平成28年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
建築工事 設計・積算参考資料	平成29年4月	愛知県建設部
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	平成28年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	平成28年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	平成28年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
建築物解体工事共通仕様書	平成24年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

(2) 積算に関する書類

ア 工事積算

(ア) 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社 垣見設計事務所によって、「公共建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

(イ) 値入について

- a 「公共建築工事積算基準」(平成29年度版)に準拠し、愛知県建設部発行の「公共建築工事積算単価表」及び市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」等を使用し、積算されていた。

- b 物価資料によらない場合は3社から見積の徴取がなされていた。見積比較を経て最低単価に適正なスライド掛率の選定を行い、本工事採用単価として積算していた。
- c 本工事の掛率は、適正であった。

イ 設計内訳書

内容に問題はなく適正に作成整備されていた。

【積算参考図書】

図書の名称	発行年月	著 者
公共建築工事積算単価表	平成 29 年 7 月	愛知県建設部
建設物価	平成 29 年 7 月号	(一財) 建設物価調査会
積算資料	平成 29 年 7 月号	(一財) 経済調査会

3-3 施工に関する書類

(1) 工事着手届等

工事着手届、現場代理人・主任技術者届、契約段階の工程表など契約後 5 日以内に適正に提出させていた。

(2) 関係諸官庁への届出

「労働保険一括有期事業開始届」等を確認した。必要な諸手続きは的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

(3) 工事カルテ

各工事とも工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報サービス)登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(4) 施工体系図及び施工体制台帳

建設業法第 24 条の 7 の規定により適切に施工体制台帳を作成させていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき、「建設業許可書」、「契約金額のわかる契約書の写し」等を添付させ適正であった。

施工体制台帳と工事下請負届が重複するので、提出書類の簡素化を検討されると良い。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条、建設業法第 19 条及び「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成 3 年 2 月 5 日付け建設省建設経済局長通知)により元方事業者からの下請契約の状況を確認しておく必要がある。

施工体制台帳(2次以降の請負契約の写し共)は都度提出させているが、竣工時には再確認をお願いします。

(5) 工程表管理

施工計画に実施工程表が作成、提出され整備されていた。実施工程表には出来高数値（曲線グラフ）を書き込みリンクさせ、工程管理は適正であった。

(6) 履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。

計画出来高と実施出来高は工程表で色分けし、適切に進捗出来高数値を把握していた。しかし、その月の出来高数値のみの記載で実態把握が難しい状況であった。

毎月の工事進捗（出来高）数値は、各工種の構成比率に対しての出来高数値の合計数を記載させること。

また、「設計金額に対する各工種の構成比率」と「受注者提出の構成比率」が異なることを認識し、差異を把握しておくことも肝要である。

(7) 施工計画書

工種別に仕様書に基づき順次適切に作成されていて、施工に合わせて提出させていた。

監督職員の読合せ確認も適切に実施されていた。

(8) 写真管理

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理されていた。

(9) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督職員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させ適正であった。

(10) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは的確に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。

(11) 工事監理について

工事監理業務委託を株式会社 垣見設計事務所と契約している。

監査当日、工事監理者の工事監理日報が確認できなかった。

工程内検査記録、生コンクリート破壊試験強度確認等の検査、施工状況把握の報告記録を提出させること。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用計画書は適正であった。
- (2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約など適正に実施されていた。
- (3) 産業廃棄物処理業者の契約書の保管整理が適切に実施されていた。産業廃棄物管理票（マニフェスト）は工事完了後に整理し、原本は提示させ、集計表は提出させるとのことである。
- (4) 中間処理業者の許可期限が平成 29 年 5 月 18 日であり、更新申請中とのことであった。
申請から長期間が経過しているが理由を確認されたい。
また、許可書が発行されていれば提出させること。

3-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
- (2) 現場内の安全管理は行き届いていた。
- (3) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY（危険予知）活動記録で周知徹底がなされていた。連絡調整もスムーズになされていた。
- (4) 元請業者及び下請業者の足場の始業前点検を実施させること。
(労働安全衛生規則第 567 条、第 568 条、第 655 条)
- (5) 作業員の日常の業務態度等が第三者の目にとまりやすい作業所である。
引き続き作業員教育を実施し、安全管理の作業ミーティング、KY活動等で十分な周知徹底がなされるようお願いする。
- (6) 本工事は工期的に余裕がなく、工期の終盤の繁忙期になるに連れて危険度が増してくる。十分な打ち合わせ及び安全衛生協議に活発に取り組み無事故、無災害で完成するための指導をお願いしたい。

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなか

った。

(2) 2階の階段開口部及び壁面周囲の「開口養生」を行うこと。

高さが、2 m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等の措置を講じる必要がある。

(労働安全衛生規則第 519 条)

(3) 仮設分電盤に取扱者名の表示をさせること。また、電線防護の措置を行うこと。

※ 感電事故などを防ぐためにも分電盤の日常点検を実施すること。

(労働安全衛生規則第 352 条、第 353 条)

具体的な点検項目は以下のとおり

- ・ 取扱責任者名が明示されているか
- ・ 分電盤内に不要なものはないか
- ・ 蓋はあるか
- ・ 使用していない間は施錠しているか
- ・ アースは取り付けられているか
- ・ 漏電しゃ断器機能しているか
- ・ ケーブルに行き先表示は着けられているか
- ・ スイッチは破損していないか
- ・ 締付ビスに緩みはないか、加熱で変色していないか
- ・ 端子部に防護カバーはついているか

5 技術調査全般

本工事について工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な管理状態であった。各種届出書や施工計画、施工段階確認検査、工事報告書など書類は適切に整備されていた。工事監督職員による施工管理（工程内検査、段階検査）も適切に実施されていた。

今後も、工程の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなどを活用することで遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

最後に、施工及び管理は、書類はもとより、現場での監理が大切である。発注者は指導的立場により、監督職員が適切な指示・指導を行い、整備された監理状態を継続されたい。受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図るとともに、本工事は小学校の敷地内での施工であるため、特に児童の行動に細心の注意を払い安全への配慮を望みたい。

第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底をすることにより無事故・無災害での完成をお願いする。

文書中の下線部は、

_____ : 留意事項

..... : 今後に向けての検討要望事項 である。